

<b>静 岡 市 報</b>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月1日・随時

## 監 査 公 表

静岡市監査公表第11号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成28年12月 6 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	浅 場 武
同	岩 崎 良 浩

記

平成20年度包括外部監査

1 テーマ

指定管理者制度の事務の執行について

2 指摘項目

指定管理者の審査・選定

3 指摘事項

(1) 「経費の削減」に関する審査項目をどの程度重視しているか

市は「経費の削減」について、積極的に取組む必要があるのではないか。審査の配点の合計点に占める「経費の削減」に関する審査項目の配点割合について、施設ごとに再検討すべきである。その際、市の基本的な考え方を示す必要がある。

(2) 各所管課の審査委員会の市民委員等の人数は十分か

ア 市民委員の人数について

市は「選定委員会事務処理要領」で市民委員を2名以上とすることを定めているが、ケースによっては市民委員を増やすべき場合があるのではないか。

イ 審査会委員の構成員に「財務精通者」がいないことについて

財政状態の健全性の問題は、事業の継続性にかかる重要な項目であり、選定した指定管理者が倒産した場合には、施設サービスの提供がストップし、市民に直接影響を与えることになる。このようなリスクを回避するためには、実質的に申請団体の経営成績及び財政状態をチェックできる能力をもった人間を審査委員会のメンバーとして選定すべきである。

#### 4 措置の状況

(1) 「経費の削減」に関する審査項目をどの程度重視しているかについて

指定管理者制度を導入する目的は、公の施設の管理運営に民間事業者の手法を活用することにより、その設置目的を効果的に達成し、「市民サービスの向上」を図るものです。

当然、民間のノウハウの活用による経費の削減も期待されると思いますが、本市では、経費削減に重点を置いた配点割合は、過剰な価格競争を生み、市民サービスの低下に繋がるおそれもあることから、施設の性質や状況に応じた審査項目を設定し、総合的に審査を行っています。

また、指定管理者更新の際に、実績を踏まえた指定管理料の見直しを行い、経費削減に取り組んでいるため、2期目以降の施設が大部分を占める現在においては、既に削減の余地がほとんどありません。

以上のことから、平成23年4月1日付けで「静岡市指定管理者制度の手引」（平成22年8月策定）を改正し、指定管理料の提示額に関する審査項目について次のように決めました。

なお、改正後の手引については、毎年、指定管理者向けに開催される指定管理者制度説明会において、その内容を説明し、また、静岡市のホームページでも公表しています。

< 指定管理料の提示額に関する審査項目（手引P. 17） >

配点は満点の5%以内とし、最低価格を提示した団体から順に配点するものとするが、応募団体の数や指定管理料の提示額によって、どの程度点数に幅を持たせるかは各審査委員の判断によるものとする。

また、示された指定管理料で業務の適切な実施が可能かどうかは、審査委員会で統一見解を整理する。なお、継続的に安定した施設の管理運営を行うことが疑われるときには、当該団体を審査の対象から外すことも検討する。

(2) 各所管課の審査委員会の市民委員等の人数は十分かについて

ア 市民委員の人数について

指定管理者の選定に当たっては、申請団体と利害関係のあるもの（公益団体の役員等を含む）が審査に関与することのないよう規定しています。また、指定管理者の指定に当たっては、市民の代表である議会の議決を経ているため、一定の公平性は保たれているものと考えます。

したがって、市民委員を過半数にすることはせず、「2名以上」の規定の範囲内で、施設ごとに適切な委員数とすることを徹底します。加えて、審査の際の採点基準を明確に設定することにより客観性が保たれると考えられることから、平成23年4月1日付けで「静岡市指定管理者制度の手引」（平成22年8月策定）を改正し、採点基準の設定について次のように決めました。

なお、改正後の手引については、毎年、指定管理者向けに開催される指定管理者制度説明会において、その内容を説明し、また、静岡市のホームページでも公表しています。

<採点基準の設定>

審査項目を設定する際には、可能な限り具体的な採点基準の設定に努めるものとする。なお、具体的な採点基準の設定が困難なものであっても、採点のよりどころとなるもの（例えば、概ねどのようなものが「普通」の評価に該当するのかなど）を示すよう努める。

各審査項目は、原則として5段階で評価を行うが、施設の状況に合わせて適切段階を設定することを妨げない。

例：優れている…5点、やや優れている…4点、普通…3点、  
やや劣っている…2点、劣っている…1点

イ 審査会委員の構成員に「財務精通者」がいないことについて

審査において確認すべき項目の整理（流動比率や損益計算書等のうちの審査すべき項目を一覧にしておくなど）、具体的な採点基準の設定を行うことが有効であるとするこ

とから、審査委員には一律に財務精通者を含めることは義務付けないこととします。

- ※ 本件は、平成27年度包括外部監査において、「平成21年度以前の指摘事項について、措置の内容が公表されていないものが存在している可能性がある」との指摘を受け、調査した結果、監査委員への通知を忘れていたものです。